

長崎市外へお引っ越しされる時（転出）

☎ 長崎市コールセンター〔あじさいコール〕
095-822-8888（長崎市役所代表）



※内容は令和7年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っておりません。

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	転出届（住民異動届）	市外転出者	地域センター、 事務所、地区事務所 ※地区事務所では、カードを 使った転出届はできません	届出人の本人確認書類 マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード（お持ちのかたのみ） ※代理人が手続きする場合は、委任状が必要 です ※マイナンバーカードまたは住民基本台帳 カードは転入届の際に市町村の窓口へお持 ちいただくと新しい住所地にて引き続きご 利用できます
	国民健康保険の 資格喪失	国民健康保険 加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	被保険者証、資格情報のお知らせ、資格確 認書または限度額適用認定証等をお持ちの 場合はご持参ください
	介護保険被保険者証の 返還	65歳以上で要介護 要支援認定を受け ていないかた	地域センター、 事務所、地区事務所	介護保険被保険者証
	介護保険被保険者証等 の返還及び受給資格証 明書の交付	要介護・要支援認 定を受けているか た	地域センター、 事務所、地区事務所	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証等（お持ちのかたの み）
	印鑑登録証の返還	印鑑登録者	地域センター、 事務所、地区事務所	印鑑登録証 ※下記【注意】欄をご覧ください
	後期高齢者医療被保険 者証等の返還	後期高齢者医療保 険加入者	地域センター、 事務所、地区事務所	被保険者証又は資格確認書、限度額適 用認定証等（お持ちのかたのみ）、マ イナンバーが確認できるもの
	負担区分等証明書の交 付申請（県外への転出 者のみ）			
	児童手当の消滅届	受給者	地域センター 事務所、地区事務所	特にありません
	子ども福祉医療の資格喪 失届	受給者 または対象児童		福祉医療費受給者証
	①原付バイク等 ②軽自動車 ③軽二輪・小型自動二輪の 住所変更 ※転出先で引き続き車両を使用 される場合	車両の所有者 （納税義務者）	①原付バイク等：転出先の市区町村 ②軽自動車：転出先の軽自動車検査 協会 ③軽二輪・小型自動二輪：転出先の 運輸支局	詳しくは各手続き窓口へ お尋ねください
	市民税等の納付相談	市民税等の未納があ るかた	収納課・特別滞納整理室 （市役所3階）	収納課（☎829-1130） 特別滞納整理室（☎829-1440）へ お尋ねください

【注意】○印鑑登録について：転出予定日の前日までに長崎市での印鑑登録証明書が必要になった場合は、必ず転出証明書の
原本と印鑑登録証を併せてお持ちください。

○国民年金について：長崎市においては、特に手続きの必要はありませんが、会社を退職して市外へ転出される場合で、
国民年金へ加入予定のかたは、転入された市町村で手続きを行ってください。

○本人通知制度に登録されているかたは、届出が必要です。

○マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスは、転出の手続き後は利用できません。
転出予定日の前日までに証明書が必要になった場合は、転出証明書をもって窓口までお越しください。

(つづき)

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	納税管理人申告書の提出	市外転出者（主に国外への転出の場合）	市民税課（市役所3階） 資産税課（市役所4階）	詳しくは各手続き窓口へお尋ねください
	被爆体験者精神医療受給者証の失権届	被爆体験者精神医療受給者証所持者	地域センター、事務所	被爆体験者精神医療受給者証 第二種健康診断受診者証

※被爆者健康手帳をお持ちのかたは、手帳・各種手当証書・通帳・印鑑を、第一種又は第二種健康診断受診者証をお持ちのかたは、受診者証・印鑑を持参のうえ、新住所地で新しい手帳の交付手続きを行ってください。
詳しくは、各都道府県庁（広島市は市役所）にお尋ねください。
また、長崎県内の市町に転出される場合は、新しい市町役場が窓口になります。
※原爆ホーム申請中（待機者）のかたは、長崎市援護課への連絡が必要です。

✓欄	手続き内容	対 象	手続き窓口	手続きに必要な物
	ひとり親家庭福祉医療の資格喪失届	受給者 または対象児童	地域センター、事務所	福祉医療費受給者証
	児童扶養手当の転出届			手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届			特にありません
	福祉医療受給者証の返還	障害手帳所持者のうち該当者	地域センター、事務所	各受給者証
	障害福祉サービス・通所受給者証・地域生活支援事業受給者証の返還	障害手帳所持者のうち該当者または同等の該当者（難病のかた含む）	福祉の相談窓口12番（市役所1階）	各受給者証
	小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	受給者	地域センター、事務所	小児慢性特定疾病医療受給者証
	育成医療（自立支援医療）受給者証の返還			自立支援医療受給者証（育成医療）
	未熟児養育医療券の返還			養育医療券
	保育所及び認定こども園の退所届	保育所及び認定こども園入所児童	各保育所及び各認定こども園	特にありません
	幼稚園の退園手続き	幼稚園入園児童	各幼稚園	各幼稚園へお尋ねください
	生活保護の変更申請	生活保護受給者	生活福祉1・2課（市役所4階）、東・南・北総合事務所地域福祉課	生活福祉1・2課（☎829-1144）、東総合事務所地域福祉課（☎894-1247）、南総合事務所地域福祉課（☎898-7860）、北総合事務所地域福祉課（☎814-3400）へお尋ねください
	上下水道の廃止	上下水道使用者	料金受付センター（市役所4階、☎829-1207）	特にありません
	ごみの処理（搬入券の入手）	自分で処理場（東工場・西工場・三京クリンソド）に搬入したいかた	地域センター、事務所、地区事務所	特にありません
	小中学校転校手続	市立小中学校に通う児童生徒	通学中の学校	転出証明書（転出届時に交付）を提示し、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受ける
	市営住宅の明渡や名義人の変更、同居者の転出の手続	市営住宅居住者	長崎市営住宅指定管理者（☎829-2989、☎829-2991）（市役所18階、三重地域センター1階、三和地域センター2階） ※令和7年4月1日以降は指定管理者が変更となります。（☎829-2991）	「入居のしおり」をご確認いただき、指定管理者へお尋ねください。
	し尿汲取りの廃止	し尿汲取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません
	粗大ごみの処理	粗大ごみを処分したいかた	長崎市環境整備事業協同組合（☎801-2200） ※令和7年3月末までは香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・池島・三和・琴海地区については地区別委託業者	特にありません